

江戸川区議会議員発議で条例が制定されました!!

江戸川区歩行喫煙及び ポイ捨て防止等に関する条例



+



=



平成23年第3回定例会(平成23年9月27日～10月27日会期)において、「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨て防止等に関する条例」が、議員発議により上程され、区民の要望が強かったことから全会一致でスピード可決をしました。条例制定を契機として、江戸川区議会は、より一層積極的に区民の皆様の負託にこたえられるよう、努力してまいる所存です。

議会主導の 政策条例

長い江戸川区議会の歴史の中でも政策条例は初めてとなる議員提案条例が議決されました。区民の代表である議員提案による条例制定は、行政事業のチェック同様、重要な議会の責務の一つです。今回の条例可決は、議会改革の大きな前進ととらえることができます。

江戸川区における 本条例の特徴

本区では、昭和44年の「環境浄化対策協議会」設置以来、区と区民が一体となって「環境をよくする地区協議会」を中心に、快適で安心して暮らすことができる環境整備に取り組んでまいりました。歩行喫煙及びポイ捨ての防止についても、江戸川区ならではの地域力を活かし「環境をよくする運動」をさらに発展させ、「環境創造都市江戸川区」を実現するものです。